

日中民事訴訟手続の基本構造の比較

朱 省 志*

目 次

- 1 はじめに
- 2 民事訴訟法の基本的手続の比較
 - (1) 訴えの提起
 - (2) 起訴の要件
 - (3) 審理と裁判
- 3 日本の現行民事訴訟法の特徴との比較
 - (1) 裁判所と当事者の役割（ないし権限）分担
 - (2) 判決手続と決定手続の手続二元化
 - (3) 審理の集中・迅速化と事前の情報・証拠収集方法の強化
 - (ア) 審理の集中・迅速化
 - (イ) 事前の情報・証拠収集方法の強化
- 4 上訴制度の比較
 - (1) 日本法における上訴制度の改革
 - (ア) 日本法における通常上訴制度の改革——最高裁判所の法令統一機能の強化
 - (イ) 日本法における非常上訴制度の改革
 - (2) 中国法における上訴制度の改革
 - (ア) 中国法における通常上訴制度の改革
 - (イ) 中国法における再審制度の改革
- 5 ま と め

1 はじめに

およそ百年前の宣統2年12月27日（1911年1月27日）、中国清朝の修訂法

* シュ・ショウシ 立命館大学大学院法学研究科博士課程後期課程

律大臣沈家本、俞廉三は清廷に大清民事訴訟律草案を奏上し¹⁾、中国史上初の民事訴訟法典が誕生した²⁾。大清民事訴訟律草案の起草は日本の松岡義正などの法律家の協力を得て、日本法の影響をかなり受けたともいわれる³⁾。大清民事訴訟律草案が誕生してまもなく、1912年に清が崩壊したが、その後の中華民国の民事訴訟法は大清民事訴訟律草案の内容を受け継いでいた⁴⁾。1949年、中華人民共和国は成立したが、中華民国の法律をすべて廃除したため⁵⁾、1982年の民事訴訟法（試行）が公布される前、民事訴訟手続は、人民法院組織法や最高人民法院（人民法院とは、裁判所のこと。最高人民法院は日本の最高裁判所に相当する）が發布した規定などの法令に規定されていたが、この民事訴訟法典未整備の時期（1949-1982年）の立法は、ソビエト法の色が濃かった⁶⁾。そして、1991年に中華人民共和国の正式な民事訴訟法がようやく公布され、2007年、2012年、2017年の改正を経

- 1) 沈家本＝俞廉三「修訂法律大臣沈家本等奏為民事訴訟律草案編纂告竣折」陳剛主編『中国民事訴訟法制百年進程 [清末時期・第二卷]』（中国法制出版社、2004年）4-6頁、張晋藩総主編『中国法制通史 [第九卷 清末・中華民国]』（法律出版社、1999年）303頁。
- 2) 柴登邦＝劉家興＝江偉＝范明辛『民事訴訟法通論』（法律出版社、1982年）27頁、陳剛主編『中国民事訴訟法制百年進程 [清末時期・第一卷]』（中国法制出版社、2004年）133、137頁。なお、大清民事訴訟律草案の校訂版は、陳剛＝何志輝点校、陳剛主編・前掲注(1)参照。
- 3) 張晋藩総主編・前掲注(1) 304頁、吳澤勇「[大清民事訴訟律] 修訂考析」現代法学2007年4期187頁以降、熊達雲「[大清民事訴訟律草案]と松岡義正との関係について」研究年報社会科学第37号（2017年）43頁以下。
- 4) 朱省志「中国民事訴訟法における既判力制度について（1）」立命館法学第379号（2018年）250-251頁、熊達雲・前掲注(3) 135頁、吳澤勇「動蕩与発展：民国時期民事訴訟制度述略」現代法学2003年1期49-50頁、陳剛主編『中国民事訴訟法制百年進程 [民国初期・第一卷]』（中国法制出版社、2009年）31-35頁、張晋藩総主編・前掲注(1) 532-534頁。
- 5) 「関与廢除国民党的六法全書与確立解放区司法原則的指示」中国人民大学刑法民法教研室『中華人民共和国法院組織訴訟程序參考資料 [第1輯]』（中国人民大学出版社、1953年）1-4頁、朱省志・前掲注(4) 259頁以下も参照。
- 6) 常怡＝田平安＝黄宣＝李祖軍「新中国民事訴訟法学五十年回顧与展望」現代法学1999年6期12頁、張晋藩「新中国法制建設回眸与前瞻」国家行政学院学報2000年1期61頁。なお、朱省志・前掲注(4) 265頁以下も参照。

て、今に至る。

それでは、現行の中華人民共和国（以下、「中国」と略称する）の民事訴訟手続の基本構造は日本法とどのような違いがあるか、本稿はそれを検討するものである。

筆者はすでに日中の民事訴訟法の比較研究に関する論文をいくつか公表しており⁷⁾、それら論文を比較研究の各論とすれば、本稿は、それら論文の前提となる（民事訴訟の）手続構造に関するものであり、総論に相当するものと位置づけられることになる。

2 民事訴訟法の基本的手続の比較

日本法の民事訴訟手続は、訴えにより開始され、訴状審査を経た後、訴状の被告への送達により、訴訟係属となり、本案審理が可能な状況となる。

その後、第一回口頭弁論が開始され、弁論、証拠調べ、と続き、審理が尽きると弁論終結となる。条文は、「裁判をするのに熟したとき」と表現している（日本民法243条1項）。

その後、判決言渡し、判決送達と続く。

中国法でも、民事訴訟手続は、訴えの提起により開始され（中国民法119-124条）、法院の審査により、起訴の要件（同119条）を具備すると判断される場合には立案⁸⁾し（同123条）、被告に訴状を送達する（同125条）。

7) 朱省志=加波真一「中国民事訴訟における再審の問題——その比較法的考察——」立命館法学第378号（2018年）287-333頁、朱省志・前掲注（4）242-270頁、朱省志「中国民事訴訟法における既判力制度について（2・完）」立命館法学第380号（2018年）87-115頁、朱省志「中国民事訴訟法における当事者の地位について」立命館法学第383号（2019年）362-397頁。

8) 中国民法における立案とは、事件を訴訟手続に受け入れ、訴訟事件として正式に登録し記録することをいう。なお、多くの関係書では、これは「立件」と翻訳されている。小嶋明美『現代中国の民事裁判』（成文堂、2006年）158頁以下も参照。

その後、審理前の準備手続（同125-133条）を経て開廷審理し、開廷準備（同134-137条）、法廷調査（同138条）、法廷弁論（同141条）をする。合議廷評議の後、判決を言渡し（同148条）、送達する。なお、日本法の上記243条1項に相当する規定はないが、中国民訴法142条では、「法廷弁論が終結した場合には、法により判決を下さなければならない」という表現が存在する。以下、少し詳しく紹介しておきたい。

(1) 訴えの提起

中国民訴法では、訴えの提起を「起訴」という。「起訴」とは、公民、法人またはその他の組織は、自己のまたは自己が保護もしくは管理されている民事権益が侵害された場合、または他人と民事紛争が起こされた場合、自己の名義で裁判所に裁判を通じて司法保護を求める訴訟行為をいうとされている⁹⁾。

中国の通説でも、訴えの提起は「不告不理」を原則として、当事者による訴えの提起がないと訴訟手続を開始することはできず、裁判所は職権でみずから訴訟を起こすことはできないと解されている¹⁰⁾（ただし、再審などでは例外が認められている。例えば、中国民訴法198条¹¹⁾）。

9) 江必新主編『新民事訴訟法理解適用与实用指南〔修訂版〕』（法律出版社、2015年）478頁、江偉＝肖建国主編『民事訴訟法〔第八版〕』（中国人民大学出版社、2018年）291頁、吉村徳重＝上田竹志編『日中民事訴訟法比較研究』（九州大学出版会、2017年）366頁（白出博之執筆）参照。

10) 江偉＝肖建国主編・前掲注（9）291頁、齊樹潔主編『民事訴訟法〔第十版〕』（廈門大学出版社、2016年）282頁、李浩『民事訴訟法学〔第三版〕』（法律出版社、2016年）201頁、宋朝武主編『民事訴訟法学〔第四版〕』（中国政法大学出版社、2015年）293頁。

11) 中国民訴法198条は「各級の人民法院の院長は、すでに法的効力が生じた当該法院の判決・裁定・調停書について、明らかな誤りがあり、再審の必要があると認めた場合には、審判委員会に提出し、討論の上決定しなければならない。

2 最高人民法院はすでに法的効力が生じた地方の各級人民法院の判決・裁定・調停書について、上級の人民法院はすでに法的効力を生じた下級の人民法院の判決・裁定・調停書について、明らかな誤りのあることを発見した場合には、当該事件を取り上げて自ら再審理し、または下級の人民法院に再審を命ずる権限を有する」と規定している。

訴えの提起の方式については、書面で裁判所に訴状を提出する方法だけではなく、一定の場合は口頭でも訴えを提起することができる(中国民訴法120条¹²⁾)。

なお、当事者の起訴が民事訴訟手続の起点であるかどうかについては、まだ議論があり、当事者の起訴は民事訴訟手続の起点であるとする説¹³⁾、当事者の起訴が裁判所に受理¹⁴⁾された時が民事訴訟手続の起点であるとする説¹⁵⁾などが存在する。

(2) 起訴の要件

中国民訴法119条によれば、起訴には、①原告は当該事件と直接に利害関係を有する公民、法人やその他の組織であること、②明確な被告がいること、③具体的な訴訟上の請求並びに事実および理由があること、④裁判所が民事訴訟を受理する範囲および受訴裁判所の管轄に属すること、の四つの要件の具備が必要となる。これは起訴の積極的要件といわれている¹⁶⁾。

最高人民法院の関係者が主編した実務指南書は、上記中国民訴法119条が定めた四つの要件の判断について、次のように説明している¹⁷⁾。①「原

12) 中国民訴法120条は「訴えの提起については、人民法院に対し訴状を提出し、かつ、被告の人数に応じて副本を提出しなければならない。

2 訴状を作成するのが明らかに困難な場合には、口頭で訴えを提起ことができ、人民法院が記録に記入し、かつ、相手方当事者に告知する」と規定している。

13) 江偉＝肖建国主編・前掲注(9)291頁。

14) 中国民訴法における受理とは、原告は訴えを提起後、受訴裁判所の審査を経て、立案することである(常怡主編『民事訴訟法教程』(重慶出版社、1982年)203頁、小嶋明美・前掲注(8)158頁)。

15) 齊樹潔主編・前掲注(10)282頁、李浩・前掲注(10)201頁、宋朝武主編・前掲注(10)293頁以下。

16) 張衛平『民事訴訟法[第四版]』(法律出版社、2016年)292-293頁、李浩・前掲注(10)201-202頁。

17) 江必新主編・前掲注(9)478-479頁。なお、吉村＝上田編・前掲注(9)367-369頁(白出博之執筆)も参照。

告は当該事件と直接に利害関係を有する」とは、裁判所に保護を求める民事権益が原告に属すること、または、それが原告により保護もしくは管理されていること、の二つの場合を意味する。起訴の段階での、原告の当該事件との直接の利害関係の有無についての裁判所による審査は、形式的審査で、原告の訴状における記載を基準とする。②「明確な被告がいる」とは、原告が訴状で被告を特定・具体化すべきことをいい、訴状に自然人被告の名前・住所または法人被告の名称・住所および法定代表者等の基本情報を記載すべきことなどを意味する。また、民事訴訟法の適用に関する解釈（法釈〔2015〕5号）（以下、「2015年司法解釈」という）209条¹⁸⁾もこのことに関して定めている。③「具体的な訴訟上の請求並びに事実および理由がある」における、「具体的な訴訟上の請求」とは、原告が実体的権利主張を提出すべきことをいう。「事実」には、原被告間の民事関係の発生・変更・消滅に関する事実、原告の実体的権利が侵害されまたは他人と民事紛争が起こされたこと等に関する事実を含める。「理由」では、原告は自己が主張する事実に対して、それ相応の証拠を提供すべきであり、法の規定により訴訟上の請求を主張する理由を説明すべきである。なお、これらの「具体的な訴訟上の請求並びに事実および理由」に対する審査も形式的審査である。④「裁判所が民事訴訟を受理する範囲および受訴裁判所の管轄に属する」における、「裁判所が民事訴訟を受理する範囲」とは、裁判所の主管範囲を意味し、当該紛争事項が裁判所の民事裁判権の行使可能範囲

18) 2015年司法解釈209条は「原告が提供した被告の氏名または名称、住所等の情報が具体的に明確であり、被告を他人と区別させるに足る場合、明確な被告がいるものと認定することができる。

2 訴状に記載された被告の情報が明確な被告の認定には不十分である場合、人民法院は原告に補正するよう告知することができる。原告の補正後もなお明確な被告を確定することができない場合、人民法院は受理しない旨の裁定をする」と規定している。なお、このような最高人民法院が発布する解釈文を司法解釈と言うが、これも、中国では、法源である点については、前稿朱省志=加波眞一・前掲注(7)291-292頁、栗津光世「中国における「司法解釈」と「案例指導制度」の展開——司法解釈の判例化か、判例の司法解釈化か——」産大法学第40巻第3・4号(2007年)124-155頁参照。

内でなければならないことを意味し、「受訴裁判所の管轄に属する」とは、当該事件が管轄権¹⁹⁾を有する裁判所に起訴されていることをいう。

上記の起訴の積極的要件に対して、中国民訴法124条の規律は起訴の消極的要件といわれている²⁰⁾。すなわち、①行政訴訟法の規定により、行政訴訟の事件受理範囲に属する場合、原告に行政訴訟を提起するよう告知すること、②法律の規定により、当事者双方が書面仲裁で仲裁申立てに合意し、裁判所に訴えを提起してはならない場合、仲裁機関に仲裁を申し立てるよう原告に告知すること、③法律の規定により、その他の機関が処理すべき紛争については、関係機関に対し解決を申し立てるよう原告に告知すること、④当該法院の管轄に属しない事件については、管轄権を有する裁判所に訴えを提起するよう原告に告知すること、⑤判決、裁定、調解書がすでに法的効力が生じている事件について、当事者が再度訴えを提起した場合、再審を申し立てるよう原告に告知する。但し、裁判所が訴えの取下げを許可した裁定を除くこと、⑥法律の規定により、一定の期間内に訴えを提起してはならない事件で、その期間内に訴えを提起したものについては、受理しないこと、⑦判決により離婚を許可しないとされた事件、および調解により和解した離婚事件並びに判決または調解により養親子関係を維持する事件で、新たな事情または新たな理由なくして、原告が6ヶ月以内に更に訴えを提起したものについては、受理しないことである。

以上の起訴要件を満たす場合は、裁判所は受理して立案することになる。その場合は、受理通知書および応訴通知書によって、または口頭により、当事者に訴訟上の権利義務を告知する(中国民訴法126条²¹⁾)。要件を満

19) 裁判所の管轄権については、中国民訴法第2章(17条から38条まで)参照。

20) 江偉主編(傅郁林副主編)『民事訴訟法学[第三版]』(北京大学出版社, 2015年)256頁。

21) 中国民訴法126条は「人民法院が受理を決定した事件については、事件受理通知書および応訴通知書において、または口頭により、当事者に対し関係する訴訟上の権利・義務を告知しなければならない」と規定している。

たさない場合は、裁定書によって、受理しない旨を当事者に通知する（中国民訴法123条²²⁾）。中国民訴法119条のこういう規定は、日本の訴訟要件に相当するものもあることを考慮すると厳しすぎる、将来的には、要件を緩和し、訴状に、明確な原告・被告、明確な訴訟上の請求・事実および理由があり、かつ（原告が）訴訟費用を納めれば、起訴の要件に満たすという方向で改革すべきであるという見解もある²³⁾。

確かにこれは日本法とは異なる手続である。日本法でも、訴訟要件につき、欠缺が明らかで補正不能な場合は、訴訟判決ではなく、訴状審査権による訴状却下命令（日本民訴法137条）で処理することを認めるのが合理的である、という見解があり²⁴⁾、それによるとこの手続も違和感はないといえる。しかし、この手続がそのような合理性から策定されたとは思われない（この点、前掲注（23）参照）。このような起訴要件審理の手続は、実体法

22) 中国民訴法123条は「人民法院は、当事者が法律の規定に基づき訴えを提起する権利を保障しなければならない。第119条に適合する訴えの提起については、受理しなければならない。訴えの提起に係わる要件に適合する場合には、7日以内に立件し、かつ当事者に通知しなければならない。訴えの提起に係わる要件に適合しない場合には、7日以内に裁定書を作成し、受理しない。原告は、裁定に不服がある場合には、上訴を提起できる」と規定している。

23) 江偉＝肖建国主編・前掲注（9）292頁。なお、研究者からのこういう改革意見は、すでに2012年の民訴法改正の時に立法者に提出されたが、結局、立法者は「一方では、起訴の要件は、中国の政治・司法現状を出発点とするべきであり、形式的審査を原則とし、実質的審査を例外とし、徐々に完全な形式的審査へ移行する。他方では、長い間の司法の実務の中で、（中国民訴法119条1号における）「直接に利害関係」という文言は、すでに拡張解釈され、裁判所に保護を求めるのは自己民事権益や自己が保護もしくは管理されている民事権益の二つの状況を含めることになった。現行法の規定は原告の範囲の特定について、すでにうまく運行しているため、別途「直接に利害関係」以外の状況を規定する必要がない」という反対意見をとり、119条の改正を行っていない（江必新主編・前掲注（9）477-478頁参照）。

24) この問題に関しては、岩井一真「訴状審査に関する実務上の諸問題」松本博之先生古稀祝賀論文集『民事手続法制の展開と手続原則』（弘文堂、2016年）283頁など参照。また、訴状却下命令ではなく訴訟判決によるべきであるというのが従来の通説である点、鈴木正裕「訴状却下と訴え却下の守備範囲」『近代民事訴訟法史・日本』（有斐閣、2004年）319頁、新堂幸司『新民事訴訟法〔第五版〕』（弘文堂、2011年）222頁など参照。

的問題に密接に関連する事項につき（形式的審査であると解されてはいるが）裁判所の裁量的裁断を認めることに繋がるともいえるので、裁判所が後見的観点から、私人の紛争に介入し利害調節を行うことを是認する考え方が反映されているようにも考えられる点で興味深い。

(3) 審理と裁判

「開廷審理」は中国民訴法第12章第3節の標題であり、「開廷審理」は日本法でいう口頭弁論手続に該当する審理手続であるといわれる²⁵⁾。中国民訴法によると、開廷審理は、主として開廷準備（中国民訴法134-137条）、（証拠調べ手続である）法廷調査（同138条）、法廷弁論（同141条）、判決の言渡し（同148条）などの手続によって構成される。この法廷弁論が日本法での弁論期日に相当するものなので、口頭弁論の前に証拠調べ手続が行われることになる。しかも、場合によっては、法廷調査と法廷弁論とをいっしょに行うことができる（2015年司法解釈230条）ことになる。以上が、日本法と基本的に異なるところであり、中国法で弁論の意味がいかなるものと考えられているかを示唆するものといえよう（この点、後述3(1)参照）。

3 日本の現行民事訴訟法の特徴との比較

(1) 裁判所と当事者の役割（ないし権限）分担

日本法では、周知の通り、「訴訟の審判対象を決定する権限」は当事者に属するが、「訴訟進行に関する権限」は裁判所に属するとして、両者の役割・権限の分担を行なっている。「訴訟の審判対象を決定する権限」は当事者に属するとして、処分権主義（日本民訴法246条等）・弁論主義（日本民訴法179条等）をとっている。そして「訴訟進行に関する権限」は裁判所に属するとして、職権進行主義をとっている。ただし、現行法では、この

25) 吉村=上田編・前掲注(9)425頁(堀野出執筆)。

点に関し、当事者にも権限を与え、訴訟協同進行主義ともいうべきものとなっている²⁶⁾。

中国法では、「訴訟の審判対象を決定する権限」について、処分権主義に相当するものとして「処分原則」（中国民法13条2項²⁷⁾）がとられている。弁論主義はとられていないが、職権探知主義がとられているかは議論がある²⁸⁾。

重要なことは、弁論主義がとられているか職権探知主義がとられているかではない。日本法では、職権探知主義の下でも、裁判所が当事者の主張を経ないで収集した訴訟資料については、必ず当事者に意見を聞かなくてはならない（日本人事訴訟法20条後段）として、そのような訴訟資料に関して当事者に主張する機会を保障している。その結果、職権探知主義の下でも、裁判所が収集する全ての訴訟資料につき当事者の実質的関与が保障されることになり、弁論主義の場合と同程度の当事者の主体的地位が確保されることになる²⁹⁾。

そして、そのことが、職権探知主義における確定判決の既判力の正当性の根拠になっていると考えられる。

それに対して、中国法では、上記日本法に相当する規定や手続を欠いている³⁰⁾。確かに、職権探知主義における当事者の弁論規律として「相互弁

26) 例えば、日本民法および民事訴訟規則の中、裁判所が審理に関する事項について、当事者の意見を聴いて決定する旨の規定が散見される（日本民法168条、175条、202条2項、207条2項、民事訴訟規則121条など）。

27) 中国民法13条2項は「当事者は、法律に定める範囲内において、自己の民事上の権利および訴訟上の権利を処分する権利を有する」と規定している。

28) この点に関しては、小嶋明美・前掲注（8）26頁以下・51頁以下、吉村＝上田編・前掲注（9）11頁以下（吉村徳重執筆）、同100頁以下（小嶋明美執筆）。

29) この問題に関しては、山田文「職権探知主義における手続規律・序論」法学論叢157巻3号（2005年）1頁以下、また、最近のものとしては、本間靖規「人事訴訟手続における職権探知主義と自己決定権」高橋宏志先生古稀祝賀論文集『民事訴訟法の理論』（有斐閣、2018年）725頁参照。

30) 中国民法における職権探知主義については、小嶋明美「職権探知主義の規整（1）」山形大学法政論叢43号（2008年）1頁以下、また、吉村＝上田編・前掲注（9）3頁以下

論」を保障している(中国民訴法12条,同49条,同141条1項4号)。これにより当事者は訴訟手続における対論の機会が保障されるようにも思われる。しかし,これは当事者に対論させる機会を保障しているだけであり,それにより裁判所が得た訴訟資料に関して当事者が関与することは保障されていない。すなわち,この「対論」も裁判所の事案解明にとって便宜と考えられるので,その観点から認められたにすぎず,当事者の訴訟関与主体としての地位確保という観点からのものではないということになる(前述の,証拠調べが弁論に前置されている審理構造も参照)。それゆえ,このような弁論規律は「非拘束性弁論原則」³¹⁾と揶揄的に表現される所以である。

「訴訟進行に関する権限」については,日本法と同様で職権進行主義³²⁾をとっている。しかし,実務上は,当事者に相当の訴訟進行上の権限が認められる扱いがされているようなので,実質的には日本法の訴訟協同進行主義よりも当事者主義に近いものになっているようにも思われる。これらの点について,前稿³³⁾を参照。

(2) 判決手続と決定手続の手続二元化

日本の民事訴訟法は,ドイツ法の影響から,裁判形式を判決と決定・命

ㄨ(吉村徳重執筆),同29頁以下(小嶋明美執筆)。なお,同7頁(吉村徳重執筆)は,中国民訴法64条の職権証拠調べの制限を根拠に,現行中国民訴法では,職権探知主義はその適用対象が同64条2項の場合に限定され,その他は弁論主義がとられていると論じているようにも読めるが,もしそうなら,その点は議論の余地があると思われる。同条3項で,「証拠」と「事実」を区別しておきながら,同条2項は,職権による人民法院の調査・収集権限の制限を「証拠」に限定しているからである。もし,同条2項の「証拠」には「事実」も含まれるというのであれば,それは正に全面的に職権探知主義をとっていることになろう。弁論主義とは「証拠」と(認定対象である)「事実」の峻別を求める原則であるはずだからである。

31) 張衛平「我国民事訴訟弁論原則重述」法学研究1996年6期47頁,張衛平・前掲注(16)44頁,朱省志・前掲注(7)「中国民事訴訟法における当事者の地位について」386頁以下も参照。

32) 小嶋明美・前掲注(8)26-27頁。

33) 朱省志・前掲注(7)「中国民事訴訟法における当事者の地位について」参照。

令の2つに分け、それに対応した2つの異なる手続から構成されている。これは、訴訟手続上の問題に関する裁判手続と実体法上の法律関係（権利義務）に関する裁判手続とを区別し（手続の二元化）、後者の手続は慎重なものにするが、前者の手続はそれよりも簡易・迅速なものとする事で、少しでも、訴訟の促進を図ろうとする趣旨である。前者を決定手続、後者を判決手続とよび、下記のような違いを設けている。

対象	開始	審理手続	裁判形式	不服申立て
判決事項 (実体事項)	訴え	必要的口頭弁論	判決	控訴→上告
決定事項 (手続事項)	申立て	任意的口頭弁論 (原則的に書面主義、審尋)	決定（命令）	抗告→再抗告

日本法の場合、判決手続では口頭弁論が必要である（日本民法78条1項）。その場合は、公開原則、口頭原則、直接主義、双方審問（審尋）主義という4大原則が適用される。しかし、決定・命令手続ではその口頭弁論は任意となり（87条但書）、実際上は口頭弁論は実施されず、口頭主義にかわり書面主義が、双方審尋主義にかわり、片面的審理が行われている。さらに、不服申立ての点で、決定・命令では抗告・再抗告となり、控訴・上告と比較して、より制限的なものとなっており、場合によっては、不服申立てそのものが排除されることになる³⁴⁾。以上の点から、決定・命令は簡易・迅速な手続となっていて、訴訟促進に寄与するように策定されている。

中国法でも、裁判形式を判決、裁定、決定、命令の4種類に分け³⁵⁾、下

34) この問題については、鈴木正裕「決定・命令に対する不服申立て——民事——（1）～（4・完）」法曹時報第36巻7号（1984年）1243頁、8号（1984年）1453頁、10号（1984年）1817頁、11号（1984年）2093頁以下参照。

35) 江偉＝肖建国主編・前掲注（9）320頁、李浩・前掲注（10）246頁、吉村＝上田編・前掲注（9）408頁（白出博之執筆）。なお、張衛平教授らは、裁判形式を判決、裁定、決定の3種類に分けている（張衛平・前掲注（16）411頁以下、齊樹潔主編・前掲注（10）↗

記のように区別している(手続の多元化)。

対象	開始	審理手続	裁判形式	不服申立て
判決事項 (実体事項) 中国民訴法152条	訴え	開廷審理 (口頭弁論)	判決	上訴(15日以内)
裁定事項 (手続事項および個別の実体事項) 中国民訴法154条 1項	手続事項および個別の実体事項に対する申立て	口頭または書面	裁定	上訴(10日以内, 対象は「受理しない旨の裁定」・「管轄異議に対する裁定」・「訴えの提起を却下する旨の裁定」のみ)
決定事項 (特殊事項(訴訟障碍)) 中国民訴法47条・83条・117条・139条3項等	特殊事項に対する申立て	口頭または書面	決定	上訴できず, 場合により再議(中国語は「復議」)申立てが可能(1回のみ) ³⁶⁾
命令事項 (手続事項および一部の無紛争の事実問題)	主に法院の職権により		命令	上訴も再議もできず, 場合によって取り消すことが可能 ³⁷⁾

前述の通り, 中国法の場合, まず, 広義の意味の口頭弁論に匹敵するのは「開廷審理」であり, 狭義の意味での口頭弁論に匹敵するのが「法廷弁論」である³⁸⁾。そして, 判決手続では開廷審理が必要である。その場合,

↘300-305頁, 洪冬英主編『民事訴訟法学通論[第二版]』(北京大学出版社, 2016年)266頁以下, 宋朝武主編・前掲注(10)379頁等)。

36) 江偉=肖建国主編・前掲注(9)330頁, 張衛平・前掲注(16)437頁, 齊樹潔主編・前掲注(10)304-305頁, 李浩・前掲注(10)257頁, 吉村=上田編・前掲注(9)421頁(白出博之執筆)。

37) 江偉=肖建国主編・前掲注(9)330頁, 吉村=上田編・前掲注(9)422頁(白出博之執筆)。

38) 朱省志・前掲注(7)「中国民事訴訟法における既判力制度について(2・完)」105頁, ↗

そこで適用される原則として、公開原則は中国民法134条に、双方審尋主義（平等原則）は同8条に規定されているが、口頭原則や直接主義については明文はない。法文上は一般的な規定がなくとも、学説上、通説は、開廷審理では口頭原則や直接主義が貫徹されるべきであると解している³⁹⁾。また、中国民法第12章第3節たる開廷審理の立法趣旨または解釈論から見れば、そこには口頭原則および直接主義が表われているという見解もある⁴⁰⁾。

なお、例えば、中国民法68条における「証拠は、法廷において提示し、かつ当事者が相互に質疑しなければならない」という規定は口頭原則を表し、同72条1項における「事件の状況を知る単位および個人は、いずれも出廷して証言する義務を有する」という規定は、証人が出廷して証言する点で口頭原則を表し、証人の出廷という点も直接主義を表すものであるという見解もある⁴¹⁾。職権探知主義の下では、訴訟資料も裁判資料も差がないというところから来る見解のようにも思われるが、この見解がいう口頭原則や直接主義は日本法やドイツ法でいうそれとは内容上異なるという評価もあり得る見解であろう。

裁定、決定、命令手続について、開廷審理を行うかどうかは現行中国民法では曖昧で明確な規定はないが、実務では、通常、裁定は、開廷審理をせず、決定・命令も同様に開廷審理をせず、書面または口頭で下すようである⁴²⁾。また、これらの裁判に対する不服申立ては制限されている（条文を示す）ので、この点も日本法と同様といえよう。

裁定というのは、日本法にはない裁判形式であるが、日本法の訴訟判決

↘吉村＝上田編・前掲注（9）425頁（堀野出執筆）。

39) 江偉＝肖建国主編・前掲注（9）299頁、張衛平・前掲注（16）306頁、宋朝武主編・前掲注（10）305頁。

40) 劉学在「論民事訴訟中の直接言詞原則」中南民族大学学報（人文社会科学版）2011年6期112頁。

41) 劉学在・前掲注（40）112頁。

42) 吉村＝上田編・前掲注（9）419頁以下（白出博之執筆）。

に相当するものといえようか。訴訟判決の場合も、一定の場合は口頭弁論を経る必要がない(日本民訴法140条)からであり、また、審判対象も訴訟要件であり、裁定の場合と重なる点が多いからである。

以上から、判決手続と異なる簡易な裁判手続を設けることで訴訟促進を図るという点では中国法は日本法と異なるところはないといえることができる。

(3) 審理の集中・迅速化と事前の情報・証拠収集方法の強化

日本法では、(旧法からの法改正による)現行法の立法趣旨は、できるだけ早期に争点を明らかにし、わかりやすい審理をめざすことで、納得のいく形での訴訟の促進をめざす、ということである⁴³⁾。そこで、それを実現すべく、以下のような手続を設けている。

(ア) 審理の集中・迅速化

日本法では、審理の集中・迅速化のため、争点整理手続と集中証拠調べ(日本民訴法148条以下)、適時提出主義(同156条など)、欠席・弁論の懈怠への規制強化(「審理の現状における判決」など、同244条・263条)が設けられている。

中国法では、「審理の集中・迅速化」に関する手続としては、審理前の準備手続(中国民訴法125-133条)と開廷審理における開廷準備(同134-137条)があり、同143条、144条、145条2項は欠席の規制につき定めがある。なお、証拠調べや証拠提出については同138条における法廷調査手続があるが、特に集中証拠調べがとられているわけではない。また、適時提出主義もとられている(中国民訴法65条⁴⁴⁾)。

43) この点に関しては、代表的文献として、松本博之「平成民事訴訟法の制定」『民事訴訟法の立法史と解釈学』(信山社、2015年)131頁以下を挙げるに止めたい。また、この改正と中国民訴法とを比較する論文として、西口元「民事訴訟改革における職権主義と当事者主義の交錯」千葉大学法学論集第30巻1・2号(2015年)554頁以下がある。

44) 中国民訴法65条は「当事者は自らが行った主張については適時に証拠を提供しなければならない。」

上記の「審理前の準備」手続と「開廷準備」と呼ばれる⁴⁵⁾手続は、日本法のように明確に「争点整理手続」とは呼ばれていないが、前者は「争点整理手続」の機能がある。開廷審理が行われる事件については、同133条4号の「開廷審理が必要な場合、当事者への証拠交換等の要求を通じて争点を明確にする」という規定に基づき、「証拠交換」（後述）と「開廷前会議」により、争点整理が行われるからである⁴⁶⁾。

また、迅速化という点では、中国法では、事実が明らかであり、権利義務関係が明確で、単純な事件については、通常手続とは異なる「簡易手続」（中国民訴法157-163条）が適用されることと、訴訟は立案の日から6ヶ月以内に審理を終結すべしという「審理期限」（中国民訴法149条⁴⁷⁾）が設けられている⁴⁸⁾点が日本法とは異なる。

(イ) 事前の情報・証拠収集方法の強化

日本法では、前述の審理の集中・迅速化を実現するためには、その前提として、事前の情報・証拠収集方法の強化が必要と考えられた。そこで、そのための手続として、現行民訴法では、起訴前における証拠収集制度

2 人民法院は当事者の主張と事件審理の状況に基づき、当事者が提供すべき証拠およびその期限を確定する。当事者はその期限までに証拠提出が明らかに困難な場合、人民法院に期限の延長を申請することができ、人民法院は当事者の申請に基づき相応に延長する。当事者が期限までに証拠を提供しない場合、人民法院はその理由を説明するように命令しなければならない。理由の説明を拒否し、または理由が成立しない場合、人民法院は状況に応じてその証拠を不採用とする、またはその証拠を採用した上で訓戒、過料に処することができる」と規定している。なお、同65条2項の挙証期限に関しては、吉村＝上田編・前掲注(9)252頁以下（小嶋明美執筆）参照。

45) 張衛平・前掲注(16)306頁。

46) 以上については、吉村＝上田編・前掲注(9)378頁以下（白出博之執筆）に詳しい。

47) 中国民訴法149条は「人民法院が普通手続を適用して審理する事件は、立件した日から6ヶ月以内に審理を終結しなければならない。特段の事由により延長する必要がある場合には、当該法院の院長が承認して、6ヶ月延長することができる。さらに延長する必要がある場合には、上級の人民法院に報告して承認を求めると規定している。

48) 簡易手続については、吉村＝上田編・前掲注(9)435頁以下（白出博之執筆）、また、審理期限については、同395頁以下（白出博之執筆）。

(日本民訴法132条の2)などが設けられている。

「事前の情報・証拠収集方法の強化」として、中国法は日本法のような制度を設けてはいないが、弁論開始前の証拠収集として、裁判所の主宰の下で、当事者間の証拠交換を可能とする、いわゆる「証拠交換」制度を設けている。

「証拠交換」制度とは、答弁期間終了後、開廷審理前、当事者は裁判所の主宰の下で、互いに証拠を明示する行為または過程である⁴⁹⁾(「民事訴訟証拠に関する若干規定」(法釈〔2001〕33号)(以下、この規定を「証拠規定」という)37-40条)。その要件は、答弁期間終了後、開廷審理前であること、当事者申請または法院の職権により開始すること、裁判官の主宰の下に行わなければならないこと、および原則2回を超えないこと(裁判所が再度交換する必要があると認める場合を除く)⁵⁰⁾である。

4 上訴制度の比較

日本法では、判決確定前の不服申立て手続と判決確定後の不服申立て手続があり、前者は通常上訴、後者は非常上訴と呼ばれているのは周知の通りであるが、いずれも現行民訴法では、従来の手続が改正されている。その点を踏まえて、以下に、中国法の上訴を比較・分析する。

(1) 日本法における上訴制度の改革

(ア) 日本法における通常上訴制度の改革——最高裁判所の法令統一機能の強化

日本法は三審制をとっているが、現行民訴法では、最高裁判所の法令統一機能の強化のため、一般的法令違反を上告理由から排除し(日本民訴法

49) 張衛平・前掲注(16)226頁。

50) 以上に関しては、吉村=上田編・前掲注(9)256頁以下(小嶋明美執筆)。また、中国民訴法における証拠収集手続全般についても、同249頁以下(小嶋明美執筆)。

312条2項・3項参照）、実質的に二審制に少し近づく結果となっている。

また、上告を却下・棄却する場合は決定でできることにした（同317条）。片面的かつ書面審理が可能な決定手続にすることで、迅速な裁判を少しでも可能にしようという趣旨である。

(1) 日本法における非常上訴制度の改革

日本法では、判決確定後の非常上訴手続としては、特別上告、特別抗告、再審があるが、再審手続の2段階手続を明確にし（日本民訴法346条・348条）、再審事由の裁判は決定でできることにした（同345条・346条）。これは、上記の上告手続に決定手続を設けたのと同趣旨である。

(2) 中国法における上訴制度の改革

(ア) 中国法における通常上訴制度の改革

中国では、建国初期に「二審終審制を原則として、三審終審および一審終審が例外」という審制をとったことがあるが（1951年人民法院暫行組織条例5条1項⁵¹⁾）、1954年から正式に二審制を採用することになった（1954年人民法院組織法11条1項⁵²⁾）。現在の民事訴訟手続も、二審制をとっている（中国民訴法10条⁵³⁾）。当時、二審制確立の原因は、地域が広いことによる交通不便、訴訟経済、国家安全、勤労者の三審までの上訴要望の欠如、再審の判決は正機能の存在、などにあるといわれる。また、法文上は、第一審手続での訴訟行為の効果は第二審にも引き継がれることを定めている（2015

51) 1951年人民法院暫行組織条例5条1項は「人民法院は基本的に三級二審制を採用する。県級人民法院は基本的な一審法院とする、省級人民法院は基本的な二審法院とする。通常は二審で終審するが、特別な状況により、三審もしくは一審を終審することもできる」と規定していた。

52) 1954年人民法院組織法11条1項は「人民法院による事件の裁判は、二審終審制」と規定していた。

53) 中国民訴法10条は「人民法院は、民事事件を審理する場合には、法律の規定により合議、忌避、公開裁判および二審終審制度を執行する」と規定している。

年司法解釈342条⁵⁴⁾）ので、覆審制から統審制への移行を示しているが⁵⁵⁾、実務上ではいまだ覆審制が行われているようである⁵⁶⁾。

2014年、中国共産党第18期中央委員会第4回全体会議は「法による治国の全面的推進における若干の重大問題に関する中共中央の決定（中共中央関与全面推進依法治国若干重大問題の決定、以下、「法による治国決定」という）」を採択し、中国の法治建設事業を指導している。そして、審級制度について、当該決定では、「審級制度を整備し、一審は事実認定および法律適用を中心とし、二審は事実・法的争いの解決を中心とし、再審は法により誤りを是正し、裁判の権威を維持することを中心とし」と指導されている。これにより、今後の通常上訴の手續は、「事実・法的争いの解決」になるであろうから、第二審における覆審的扱いは維持され続けることになるかも知れない。当該決定が「事実争い」にこだわるのは、従来の「実事求是、有錯必究」（真実追究）という中国裁判所における指導理念、および従来の「馬錫五審判方式」⁵⁷⁾に深く関係していると思われる。

また、学界や最高人民法院も上訴制度の改革は重要な課題として注目している。二審制を三審制に改革する説⁵⁸⁾、および二審終審制を基礎とし

54) 2015年司法解釈342条は「当事者が第一審手續において実施した訴訟行為は、第二審手續において当該当事者に対しても拘束力を有する。

2 当事者が第一審手續において実施した訴訟行為を覆した場合、人民法院は、それに理由を説明するよう命じなければならない。理由が成立しない場合、これを支持しないと規定している。

55) 2002年から施行された「証拠規定」は中国民事訴訟の当事者主義への移行の信号とも言われる。その42条2項には二審において新しい証拠の提出を認められ、41条には「新しい証拠」の定義も定められた。また、2015年から施行された司法解釈には342条1項に当事者が第一審手續において実施した訴訟行為は第二審手續においても当該当事者に対して拘束力を有することを認められた。

56) 張衛平・前掲注(16) 352-353頁。

57) 柴發邦=劉家興=江偉=范明辛・前掲注(2) 36-41頁、王冊「中国の民事裁判における当事者の地位に関する考察(1)——処分権への制限を手がかりに——」北大法学論集第64巻第4号(2013年) 136-137頁、季衛東『中国的裁判の構図』(有斐閣、2004年) 25頁以下、小嶋明美・前掲注(8) 7頁およびそこでの掲載文献参照。

58) 張衛平「民事訴訟法律審的功能及構造」法学研究2005年5期41頁以下、張衛平・前掲

て、条件付きの一審終審制や三審終審制を補充とする説⁵⁹⁾もあるが、審制の改革は民事訴訟法の基本構造にかかるだけではなく、刑事訴訟法・行政訴訟法まで影響を及ぼすことでもあり、さらに政治的な考慮もしなければならないなどの理由で、現段階では、目に見える改革はまだない。

興味深いのは、2018年の人民法院組織法改正では、従来の人民法院組織法11条1項にある「人民法院による事件の裁判は、二審終審制とする」という条文が削除されたことである。これも、将来の各手続法における審制の改革を示唆するものであろうか。

(イ) 中国法における再審制度の改革

中国法では、日本法と異なり、「判決確定（ないし確定判決）」とそれを前提とする「既判力」という制度が規定されていない。「法的効力が生じた」判決・裁定に対する不服申立てか否かで区別するのみである。仮執行宣言付判決による執行力の発生（民執法22条1項2号）のように、判決の効力の発生と判決確定とは必ずしも結びつくものではないことを考えると、この点は、日本法と決定的に異なる点といえる（この点、後掲注（60）参照）。したがって、そもそも日本法でいうところの非常上訴・通常上訴という区別があるのか疑問となるところであるが、中国法の学説はその区別を認める。そして、「法的効力が生じた」判決・裁定をもって確定判決・裁定と解している⁶⁰⁾。そこで、本稿では、その点に留意しつつ、学説に従い、「法的効力が生じた」判決・裁定をもって確定判決・裁定と扱うことにする。すると、中国法では、非常上訴は再審のみとなる。こ

↘注（16）64頁、齊樹潔「構建我国三審終審制的基本思路」法学家2004年3期30頁以下、傅郁林「審級制度的建構原理」中国社会科学2002年4期84頁以下。

59) 詳しくは、楊榮新＝喬欣「重構我国民事訴訟審級制度的探討」中国法学2001年5期117頁以下。

60) 詳しくは、朱省志＝加波眞一・前掲注（7）参照。なお、既判力や確定判決の用語が法規上明文化されていない原因については、朱省志・前掲注（4）「中国民事訴訟法における既判力制度について（1）」258頁以下。

の再審については、近年、問題が多発していることから改正が続いている。

中国では、1982年の民事訴訟法（試行）の中、「審判監督手続」の下に、初めて民訴法典の中に再審手続を設けたが（1982年民訴法第14章）、当時、当事者による事件の再審理の申立ては「申訴」という手続であった（1982年民訴法158条）。そして、1991年の正式の民訴法の中、初めて当事者による再審を設けた（1991年民訴法178-182条）。当時の立法趣旨では、「昔の当事者による申訴の申請は、今は再審の申立てに改正された。……法院の同志たちの見解によると、今の申訴（再審申立てのこと）にはきりがなく、「四無限」という事態になった。すなわち申訴には時間の制限がない、回数
の制限がない、申訴の法院等級にも制限がない、事件の種類にも制限がない。「四無限」には法院に莫大な負担を与えた。……そこで、改正する時に一部の専門家は再審手続を確立しようと提言して、条件に合致すれば再審を行う、申訴という呼び方も捨てることになった」と解され⁶¹⁾、すなわち、「申訴」の代わりに設けたものである。

中国の再審手続は現行民訴法第16章「審判監督手続」の下に規定されている。中国では、「再審手続」と「審判監督手続」の二つの概念が常に通用されてきた⁶²⁾。通説では、再審とは、すでに法的効力が生じた裁判の誤りを是正するため事件を再審理する手続であり、両者は同じものであるという⁶³⁾。再審手続は「实事求是，有錯必究」（真実追究）という理念の指導の下で設計されたものであるといわれている⁶⁴⁾。そして、現行民訴法にお

61) 朱省志=加波真一・前掲注(7)306頁、最高人民法院民事訴訟法培訓班編『民事訴訟法講座』（法律出版社、1991年）52-53頁。

62) 江偉主編（傅郁林副主編）・前掲注(20)299頁、張衛平「民事再審：基礎置換与制度重建」中国法学2003年1期103頁。

63) 江偉=肖建国主編・前掲注(9)351頁、吉村=上田編・前掲注(9)489頁（白出博之執筆）。

64) 湯維建主編『民事訴訟法学〔第二版〕』（北京大学出版社、2014年）267頁、柴發邦主編『体制改革与完善訴訟制度』（中国人民公安大学出版社、1991年）273-274頁、何兵=潘劍鋒「司法之根本：最後的審判抑或最好的審判？——对我国再審制度的再審視」比較法研

ける再審手続は、再審審査手続と再審審理手続の二段階があり⁶⁵⁾、裁判所（人民法院）、検察庁（検察院）、当事者、第三者、の四つの主体が再審を提起することができる⁶⁶⁾。

こういう背景で生まれた再審手続は、再審を申し立てても再審が行われない、再審訴訟が恒常的に累積しており、民事訴訟による紛争解決が終結しない、という問題、いわゆる「再審難」問題があり、2007年改正法、2012年改正法もこれを解決するために再審制度の整備が行われたが、現に解決したとは言えないと思われる⁶⁷⁾。

また、中国のこういう再審手続は、「实事求是，有錯必究」（真実追究）という指導理念と確定判決の法的安定性要請との衝突、民訴法第16章「審判監督手続」という標題の下での「再審手続」の内容の不調和、裁判所および検察庁による再審提起の不合理（中国民訴法198条、同208条⁶⁸⁾）、再審事

↘ 究2000年4期417頁、楊秀清「民事再審制度的理論闡析」河北法学2004年5期17頁。

65) 江偉＝肖建国主編・前掲注(9)352頁、吉村＝上田編・前掲注(9)492頁以下（白出博之執筆）。

66) 詳しくは、朱省志＝加波眞一・前掲注(7)308頁以下参照、吉村＝上田編・前掲注(9)493頁以下（白出博之執筆）。

67) 再審難とは、直訳すると、再審申立て上の困難を意味する。この点については、朱省志＝加波眞一・前掲注(7)288頁、趙旭東「中国民事訴訟法における再審手続の展開」〔張瑞輝（訳）、渡部美由紀（監訳）〕名古屋大学法政論集244号（2012年）18頁、白出博之「中国民事訴訟法改正の背景と比較法的検討・公益訴訟」吉村＝上田編・前掲注(9)47頁参照。

68) 中国民訴法208条は「最高人民検察院は、各級人民法院のすでに法的効力が生じた判決・裁定について、上級の人民検察院は下級の人民法院のすでに法的効力が生じた判決・裁定について、第200条に規定する事由のいずれかに該当すること、または調解書が国家利益・社会公共利益を害することを発見した場合、抗訴しなければならない。

2 地方の各級人民検察院は、同級の人民法院のすでに法的効力が生じた判決・裁定について、第200条に規定する事由のいずれかに該当すること、または調解書が国家利益・社会公共利益を害することを発見した場合には、同級の人民法院に検察建議を提出し、かつ上級人民検察院に報告することができる。または上級の人民検察院に同級の人民法院に対して抗訴するように促すこともできる。

3 各級の人民検察院は審判監督手続以外のその他の裁判手続の中での裁判人員の不法行為について、同級の人民法院に検察建議を提出する権限を有する」と規定している。

由の広さや曖昧さ(同200条⁶⁹⁾、審判監督手続による再審を決定した事件に対する原判決・裁定・調停書の執行の中断により再審の濫用(同206条⁷⁰⁾、再審審理を適用する手続の不合理(同207条⁷¹⁾)等の問題が存在す

69) 中国民訴法200条は「当事者の申立てが次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、人民法院は再審をしなければならない。

- 一 新たな証拠があり、原判決・裁定を覆すに足りる場合。
- 二 原判決・裁定で認定された基本事実が証拠による証明を欠く場合。
- 三 原判決・裁定の事実認定における主たる証拠が偽造されたものであった場合。
- 四 原判決・裁定の事実認定における主たる証拠が質疑を経ていない場合。
- 五 事件の審理に必要な主たる証拠につき、当事者が客観的な理由により自ら収集することができず、書面により人民法院に調査・収集するよう申し立てた場合において、人民法院が調査・収集を行わなかった場合。
- 六 原判決・裁定の法律適用に明らかな誤りがある場合。
- 七 裁判組織の構成が適法的でない場合、または法により回避すべき裁判人員が回避をなかった場合。
- 八 訴訟行為無能力者が法定代理人による訴訟代理を経ず、または訴訟に参加すべき当事者が本人若しくはその訴訟代理人の責めに帰さない事由により訴訟に参加しなかった場合。
- 九 法律の規定に違反して、当事者の弁論権を剥奪した場合。
- 十 召喚状による召喚を経ずに、欠席判決を行った場合。
- 十一 原判決・裁定に訴訟上の請求の遺漏があった場合、または原判決・裁定が訴訟上の請求内容を越えた場合。
- 十二 原判決・裁定の基礎となる法律文書が取り消され、または変更された場合。
- 十三 裁判人員が当該事件を審理した際に、汚職・収賄行為、私利を図って法律を枉げる裁判行為があった場合」と規定している。

70) 中国民訴法206条は「審判監督手続に基づいて再審を決定した事件については、原判決・裁定・調停書の執行を中止する旨の裁定をする。但し、尊属扶養費、配偶者扶養費、卑属扶養費、補償金、医療費用、労働報酬等の支払い督促の事件については、執行を中止しないことができる」と規定している。

71) 中国民訴法207条は「人民法院が審判監督手続に従い再審する事件は、法的効力が生じた判決・裁定が第一審の人民法院により下されたものである場合には、第一審の手続に従い審理する。下された判決・裁定について、当事者は、上訴することができる。法的効力が生じた判決・裁定が第二審の人民法院により下されたものである場合には、第二審の手続に従い審理する。下された判決・裁定は、法的効力が生じた判決・裁定とする。上級の人民法院が審判監督手続に従い自ら再審する場合には、第二審の手続に従い審理する。下された判決・裁定は、法的効力が生じた判決・裁定とする。

2 人民法院は、再審事件を審理する場合、別に合議体を構成しなければならない」と

るといわれている⁷²⁾。

そして、研究者たちは、再審制度の改革について、①「实事求是，有錯必究」（真実追究）という指導理念を改革し、裁判の誤りの是正と確定判決の安定性を併せて配慮できる新しい理念をとるべきこと、②民事訴訟法典の中の「審判監督手続」という標題を「再審手続」に改正すべきこと、③裁判所による再審を廃除すべきこと、④検察庁による再審を廃除または制限すべきこと、⑤再審事由を再整備すべきこと、⑥「審判監督手続による再審を決定した事件に対する原判決・裁定・調停書の執行の中断」という中断効廃除または制限すべきこと、⑦再審審理において、独自の手続を設けるべきこと等の改革案を提出し⁷³⁾、「再審之訴」という制度の確立を唱えている。

なお、前述のように、「法による治国決定」では、再審の改革について、「再審は法により誤りを是正し、裁判の權威を維持することを中心とし」と指導しているため、再審制度の改革に関していえば、まだ従来の「誤りを是正」するという指導理念に従っていることになろうか。

5 ま と め

基本的手続の流れについては、中国法も、日本法と同様であり、訴えの提起により開始され、起訴の要件が満たされれば、裁判所の受理により立案され、本案審理に移行する。そして、審理前の準備手続を経て、開廷審理し、法廷弁論し、合議廷評議を経て、判決を言渡す。裁判の形式も判

↘規定している。

72) 景漢朝＝盧子娟「論民事審判監督程序之重構」法学研究1999年1期34-36頁、章武生「論民事再審程序的改革」法律科学2002年1期106-109頁、虞政平「我国再審制度的淵源、弊端及完善建議」政法論壇（中国政法大学學報）2003年2期124-128頁、江必新「論民事審判監督制度之完善」中国法学2011年5期128-130頁参照。

73) 景漢朝＝盧子娟・前掲注（72）36-39頁、章武生・前掲注（72）110-117頁、虞政平・前掲注（72）128-130頁、江必新・前掲注（72）132-137頁参照。

決、裁定、決定等と区別し、それに応じた簡易・迅速な手続を併設するという手続多元化による訴訟促進策をとっている。また、「審理の集中・迅速化」のため、審理前の準備手続により争点を明確にし、事前の情報・証拠収集方法の強化のため、「証拠交換」制度も設けられており、現行日本法との一致がみられる。

このように、個々の手続を比較する限り、類似点が多い。しかし、当事者の訴訟上の地位を子細に検討し、上訴制度にまで検討対象の視野を広げて、総合的に考察すると、日本法との基本的な訴訟手続の構造の違いが見えてくる。

まず、当事者の訴訟上の地位が、現行民訴法でも、いまだ訴訟手続の客体としての性格が強く、主体的地位が確保されているとはいえない。この点は、比較法的に日本法の観点から見ると、既判力の正当化に影響することが分かる。

日本法の既判力論の通説である二元説によると、既判力を正当化する根拠は、当事者が主体的に訴訟手続に関与できる地位が保障されていることから生じる自己責任にあるとされる。それによれば、上記中国法の場合は、既判力の正当化根拠に難があることになり、逆に、むしろ既判力による再審判排除を否定する根拠となり得る。

このことは中国法が既判力を規定せず、その前提となる確定判決概念も規定しないことの正当化根拠となる。このような手続構造の下、非常上訴というよりは通常上訴というべき再審が構築されているといえよう。

すなわち、上記のような当事者の地位の取扱い方は、真実追究のためにはいくらかでも再審判して、真実に合致した判決を求めるべきであるという政策的要請と整合的関連性をもって、再審の通常上訴的手続策定と結びつくと評価できよう。そして、これこそが中国法独自の基本的手続構造ということになろう⁷⁴⁾。

74) 中国法における当事者の地位と既判力との関係が中国法の再審の特異な性格に影響しているという点は、すでに小嶋明美・前掲注(30)4頁以下が、抽象的にはあるが、指

この手続構造は、当事者の利益調整は、裁判所の民事紛争への後見的介入によって正しく行うことができるという考え方を背景にするように思われる。それは社会主義国である中国のこれまでの沿革に由来するものであろうが、今日でも正当性を維持できる考え方であろうか。現在、中国民法が直面している諸困難を見ると、学説がその点につき、改革の努力をしている理由が理解できる場所である。今後の改正の動向が注目される所以である。

↘ 摘するところである。本稿はその点につき、日本法との比較を通じて、各手続に即して具体的に論じたものであるが、次の点でも異なる。小嶋論文は、当事者の主体的地位の希薄性を中国民法の職権的要素と結びつけて考えるが、本稿は前述の通り、両者の結びつきは決定的ではないと考える。日本の人事訴訟法との比較検討で明らかになったように、職権探知主義下でも、当事者の主体的地位を維持することは可能である。そのような地位を維持・確保するための制度および規定を欠くところが問題であると考えられる。この点に本稿の独自性があるものと考えられる。